

湯沢町 宿泊税 導入検討委員会

－ 第4回 －

令和8年8月6日



君と一緒に暮らす町

1 前回の検討委員会の振り返り・スケジュール確認等

2 具体的な使途の選定手続き

3 検討委員会としての提言

1 前回の検討委員会の振り返りと ■ スケジュール確認

1-1.検討委員会スケジュールについて

1-2.前回の検討委員会の振り返り

1-3.宿泊税の計算方法について

1-1.検討委員会スケジュールについて

回	時期	検討内容(案)
第1回	令和8年4月27日 	(1) 検討委員会について(目的・これまでの経緯・導入スケジュール等) (2) 湯沢町の観光の目標像と計画 (3) 湯沢町の観光の現状と課題 (4) 宿泊税の使途(案) (5) 宿泊税制度設計の骨子(案) (6) 次回の検討委員会に向けて
第2回	令和8年5月21日 	(1) 前回の検討委員会の振り返り・スケジュール確認 (2) 入湯税と宿泊税の使途のすみ分け (3) 宿泊税の使途(委員会における方向性の確定) (4) 宿泊税制度の骨子(候補の集約)
	令和8年6月 	各エリア・各部会への説明・情報共有 事業者アンケート
第3回	令和8年7月13日 	(1) 前回の検討委員会の振り返り・スケジュール確認等 (2) 宿泊税の使途(事業者意見反映・検討委員会案確定) (3) 宿泊税制度の骨子(事業者意見反映・検討委員会案確定)
第4回	令和8年8月6日	(1) 前回の検討委員会の振り返り・スケジュール確認 (2) 具体的な使途の選定手続き (3) 検討委員会としての提言
第5回	令和8年8月28日	(1) 前回の検討委員会の振り返り・スケジュール確認 (2) 検討委員会最終報告書の 確定 確認

1-2.前回の検討委員会の振り返り

これまでに出了た意見については別紙の通りです。

①前回の検討委員会における委員意見【別紙1】

これまでに出了た意見は、おおよそ以下の3つに集約されます。

導入に向けた
懸念・課題

使途に
関する意見

制度設計に
関する意見

1-2.前回の検討委員会の振り返り

導入に向けた懸念・課題を集約・分類すると、以下の7つに大別されます。制度設計でガバナンスを効かせることで対応できる事項と、宿泊税導入後も継続的に検討すべき事項に区分し、それぞれ対応することを提案します。

導入に向けた懸念・課題

透明性の
確保

使途の納得感

エリア間の
公平性

公平な課税
違反者対応

制度設計によりガバナンスを効かせるべき事項
(宿泊税活用会議等)→第4回検討委員会にて検討

宿泊税制度の
継続的な見直し

宿泊以外の
課税検討

入湯税に
対する意見

県税との
調整

宿泊税導入後も継続的に検討すべき事項
→第3回検討委員会にて提言書に反映することで合意。

1-3.宿泊税の計算方法について

【別紙3】参照

定率制導入市町村の内容は別紙3を参照。

事務局案としては、円単位のつり銭など事業者も宿泊者も面倒であることから沖縄方式を提案したい。

【事務局案】沖縄方式とすると…

課税標準額の端数計算：宿泊税の課税標準額を計算する場合において、その額に1,000円未満の端数があるときは、その1,000円未満の端数金額を切り捨てた額を課税標準額とし、それに3%の税率を乗じて税額を算出する。(したがって税額に10円未満の端数は生じない)

【例】 宿泊料金(素泊まり・サービス料込、消費税除く)が 25,750円 だった場合

課税標準額の端数処理：25,750円の1,000円未満を切り捨て＝25,000円

税額の計算：25,000円×3%＝750円

※高齢者の民宿等に対する料金表も作成できる

4,000円～4,999円は120円、5,000円～5,999円は150円、6,000円～6,999円は180円……

素泊まり料金			税額	素泊まり料金			税額	素泊まり料金			税額
4,000	～	4,999	120	12,000	～	12,999	360	20,000	～	20,999	600
5,000	～	5,999	150	13,000	～	13,999	390	21,000	～	21,999	630
6,000	～	6,999	180	14,000	～	14,999	420	22,000	～	22,999	660
7,000	～	7,999	210	15,000	～	15,999	450	23,000	～	23,999	690
8,000	～	8,999	240	16,000	～	16,999	480	24,000	～	24,999	720
9,000	～	9,999	270	17,000	～	17,999	510	25,000	～	25,999	750
10,000	～	10,999	300	18,000	～	18,999	540	26,000	～	26,999	780
11,000	～	11,999	330	19,000	～	19,999	570	27,000	～	27,999	810

2. 具体的な使途の選定手続き

2-1. 宿泊税活用会議の概要

2-2. 具体的な作業手順

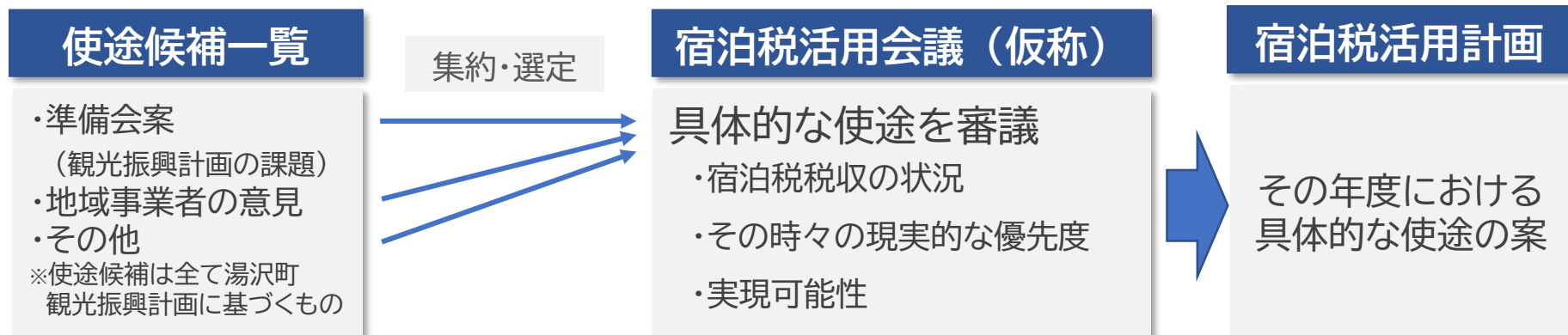
2-3. 宿泊税活用会議と湯沢町観光戦略会議の区分

2-4. 使途の選定手続きにて参照すべき基準

2-1. 宿泊税活用会議の概要

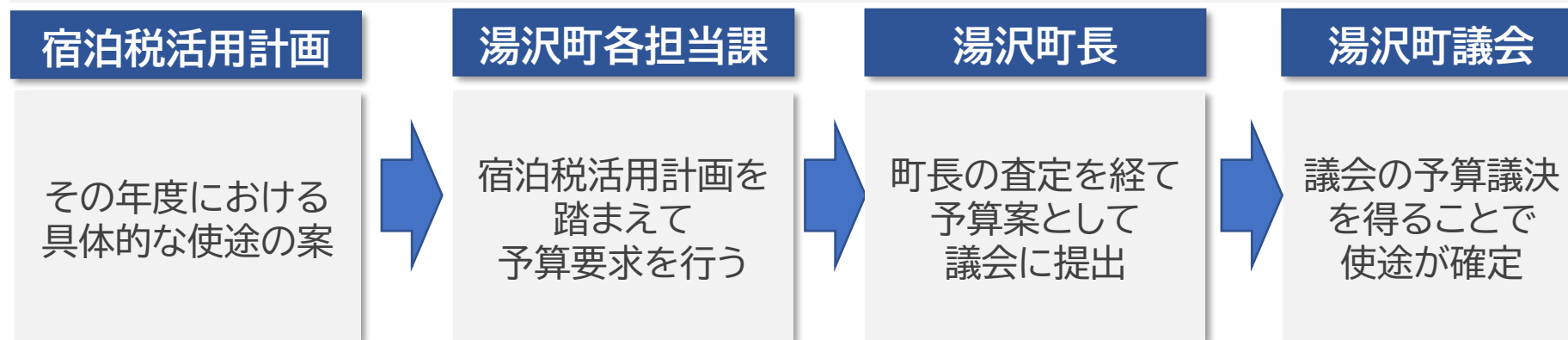
再掲

湯沢町観光振興計画に則って、準備会が洗い出した使途候補や、地域の事業者から意見のあった使途の候補を一覧化します。その中から、その時々々の宿泊税税収の状況や社会情勢に照らして優先度を判断し、具体的かつ実現可能な使途を審議するために「宿泊税活用会議(仮称)」を設置します。



毎年の予算編成においては、宿泊税の使途を「宿泊税活用会議(仮称)」にて審議し、「宿泊税活用計画」を作成します。湯沢町の担当課は、その結果を踏まえて予算要求を行います。

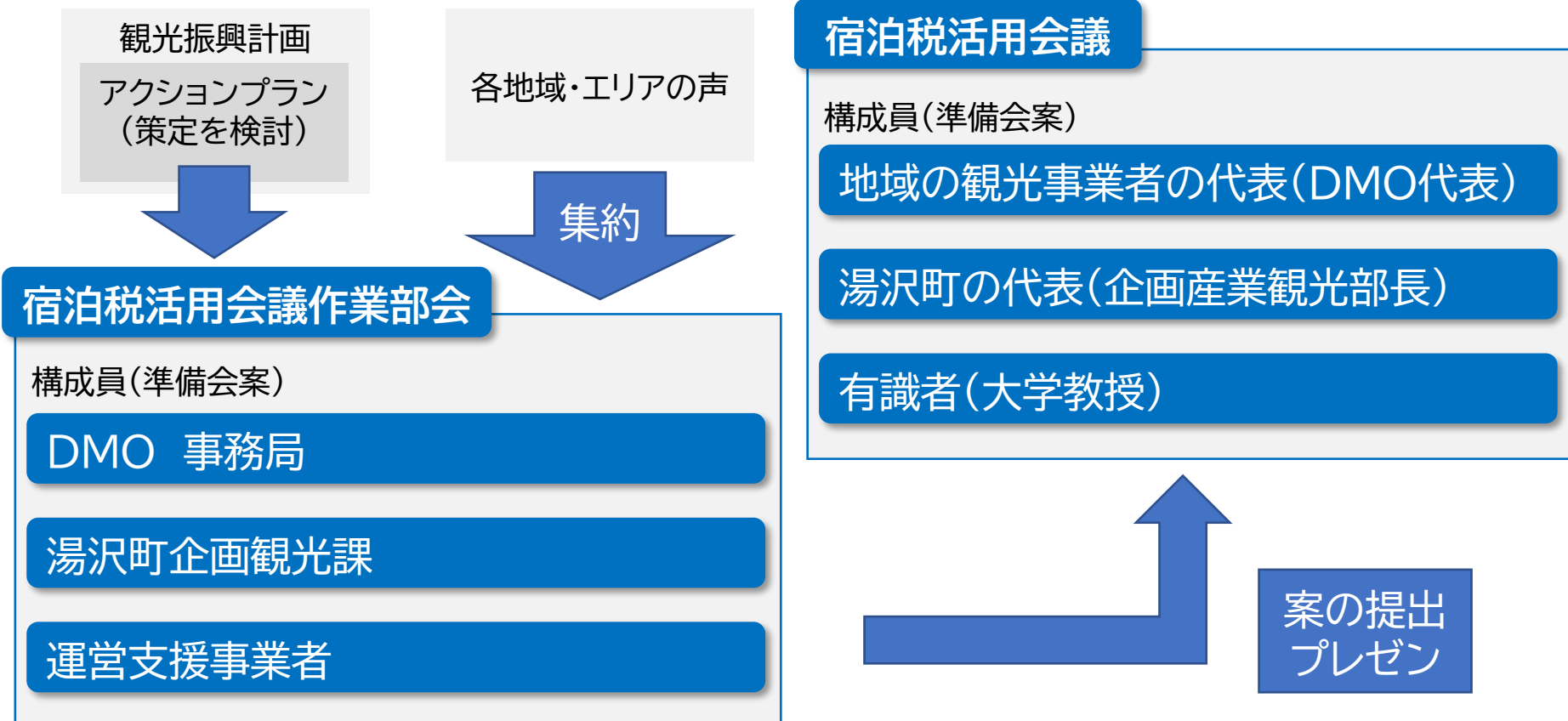
その後は、通常の予算と同様に、町長査定を経て議会に提出され、議会の予算議決を得ることで最終的に予算化されます。これにより、宿泊税の使途が確定されます。



2-2.具体的な作業手順

準備会案

準備会が示した具体的な作業手順は以下の通りです。



宿泊税を活用した事業の実施主体となるDMO及び湯沢町が、地域の声を集約し、宿泊税活用会議に案を提出します。両者は、有識者を交えて、あらかじめ決められた使途の考え方に沿って具体的な使途を審議します。

宿泊税活用会議により、以下の懸念を払拭します

透明性の
確保

使途の納得感

エリア間の
公平性

2-2.具体的な作業手順

宿泊税を活用した事業の実施主体となるDMO及び湯沢町が、地域の声等を集約し、宿泊税活用会議に案を提出します。宿泊税活用会議では、有識者を交えて、あらかじめ決められた使途の考え方に沿って具体的な使途を審議し、充当事業の優先順位を設定します。

9月末

観光まちづくり機構

関連団体からの要望等取りまとめ(各エリアの意見を集約)



10月中

作業部会（企画観光課・観光まちづくり機構事務局・運営支援事業者）

観光まちづくり機構が行う事業、町が行うソフト・ハード事業など、宿泊税充当事業のリスト化を実施し「宿泊税活用会議」に提出。(使途の視点等に基づき、対象と対象外の仕訳リストを作成する。)



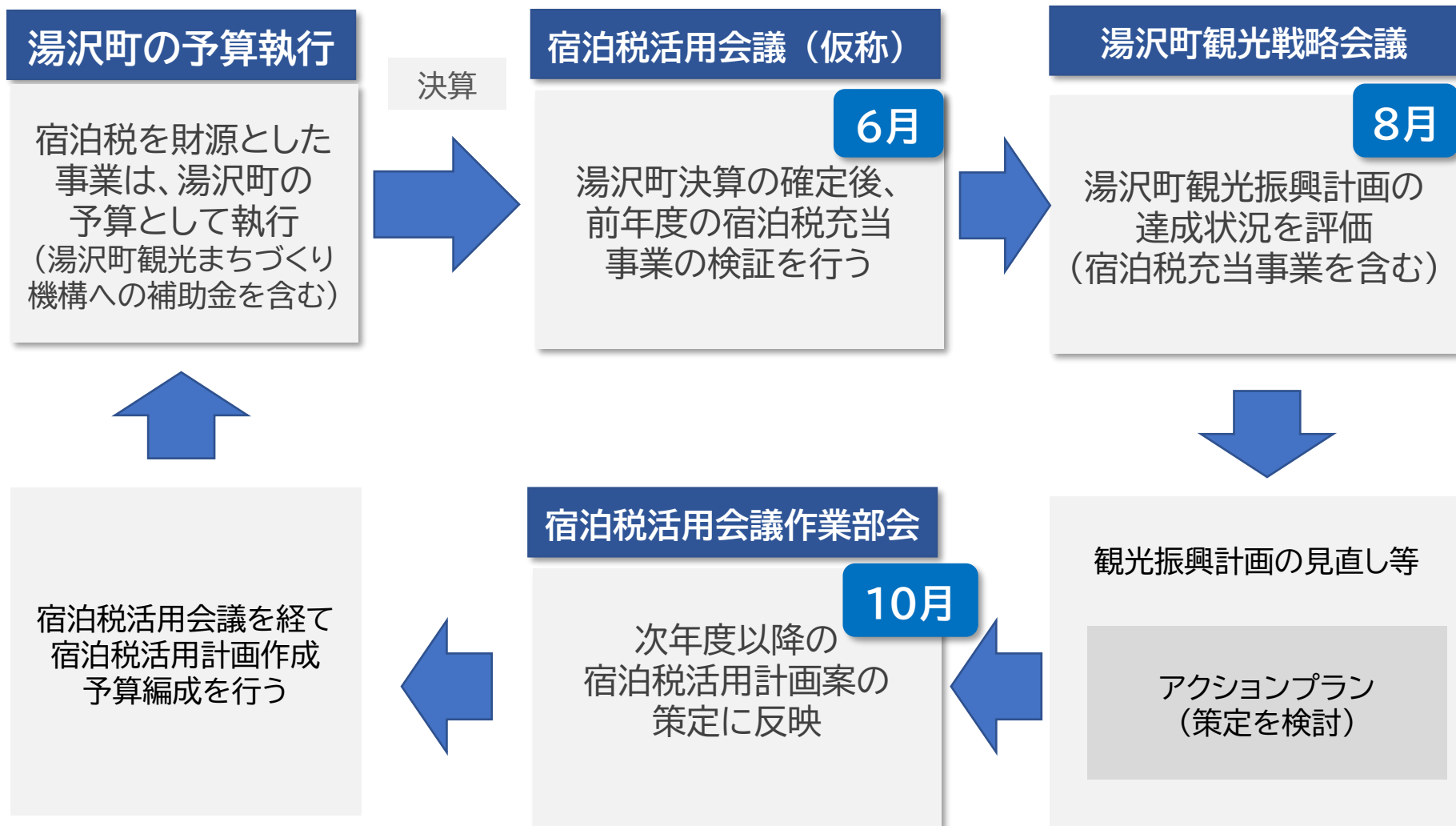
11月
上旬

宿泊税活用会議

宿泊税活用会議に対し、リストに掲げた事業の担当者がプレゼンを行う。プレゼン及びヒアリング、使途の視点に基づき、リストにある事業の優先順位を定め、宿泊税活用計画として町に提出する

2-3. 宿泊税活用会議と湯沢町観光戦略会議の区分

宿泊税活用会議は、宿泊税の充当事業が使途の考え方等の基準に照らし適当であったかを検証し、その結果を公表します。湯沢町観光戦略会議は、宿泊税充当事業を含めた湯沢町観光振興計画全体の達成状況の評価を行います。



2-4. 使途の選定手続きにて参照すべき基準

宿泊税活用会議にて、宿泊税の使途を選定するにあたっては、これまで検討してきた基準を参照し判断します。

使途の考え方

宿泊税の使途を決めるための五つの視点

- ①事業による恩恵が地域全体に波及できるような視点であること
- ②湯沢町観光振興計画に則ったものであること
- ③観光客の宿泊促進、宿泊者の満足度向上につながるものであること
- ④持続可能な観光まちづくりのために地域の住民や事業者に必要なものであること
- ⑤観光地として質の向上・成長に資するものであること

・制度設計を行う上で基準となる考え方
・宿泊税活用会議等が具体的な使途を選定する際の基準となる考え方

宿泊税活用の重点活用項目

検討委員会からの意見

宿泊者の満足度向上のための取り組み

観光まちづくり機構をはじめとした観光関連団体の組織強化

アンケート結果より

①グリーンシーズン、全天候型のプログラムの造成

②世界を見据えた国際競争力の高いスノーリゾートづくり

③シーズンごとの利便性を考慮した二次交通の整備

④観光案内サイン、登山道、駐車場、トイレ等の適切な整備・管理

2-4. 使途の選定手続きにて参照すべき基準

宿泊税活用会議において具体的な使途を選定する際の基準として、以下の内容が必要か否か判断が必要です。

宿泊税は、以下の事業に充当することとする。ただし、町はそれぞれの事業に対する充当割合が著しく偏ることのないよう予算を編成しなければならない。

分類① 湯沢町観光まちづくり機構が行う事業

- 例) ・みんなが来たくなる観光案内スペース(情報収集・発信基地)の設置(AI活用含む)
・ほたるの里、かたくり、鮎、山菜等を活用したコンテンツづくり

分類② 湯沢町が行うソフト事業

- 例) ・観光客だけでなく地域住民にも利便性の高い二次交通の再編、維持
・観光防災マニュアルの策定、周知及び食料品等備蓄品の確保

分類③ 湯沢町が行うハード整備事業 (基金積立含む)

- 例) ・街並み整備、観光関連施設の更新・維持
・歩きたくなる街並みづくり(パーク&ライド)
・大規模事業に向けた基金積立 (積み立てた目的に応じて基金を取り崩す)

分類④ その他の基金積立

- 例) ・大規模災害、感染症流行時など観光客激減時の事業継続又は誘客促進事業に向けた積立
・予算管理上生じた積み立て(決算時に生じた剰余金など)

3. 検討委員会としての提言

3-1. 提言書の内容の確認

3-2. 特別徴収義務者交付金の算定について